

論 文

# スウェーデン・イエーテボリ市における単身未成年難民施設の 現状と課題

## —学校との連携と社会への統合に焦点化して—

Current Situation and Challenges of Unaccompanied Refugee Children's Resident in Sweden Gothenburg City; Focusing on the Cooperation with Schools and Social Integration

是永かな子(高知大学教育学部・高知ギルバーク発達神経精神医学センター)<sup>1</sup>

田村秋穂(イエーテボリ市単身未成年難民施設)<sup>2</sup>

KORENAGA Kanako<sup>1</sup>, TAMURA Akiho<sup>2</sup>

*1, Faculty of Education, Kochi University・Kochi Gillberg Neuropsychiatry Centre*

*2, Unaccompanied Refugee Children's Resident in Sweden Gothenburg city*

### ABSTRACT

In this study, we examined the current situation and challenges of unaccompanied refugee children's resident in Sweden Gothenburg city. Particular, we focused on the cooperation with schools and social integration. Research methods are investigation research and literature analysis. As investigation research, we asked about the following items. First, the management of unaccompanied refugee children's resident. Second, outline of the resident. Third, about collaboration between unaccompanied refugee children's resident and schools. Fourth, integration of the resident and unaccompanied refugee child to Swedish society. The results are followings. The Swedish society was required to make various changes including legislation to respond to the rapid increase in the number of applications for refugee. The unaccompanied refugee children's resident was newly established as a rapidly increasing refugee care. Careful care for unaccompanied refugee children with severe experience was required 24 hours a day. The resident and schools were cooperating with "school health team" as a system. Social integration of the unaccompanied refugee child was supported based on individual plans. However, Social integration is not easy process for children with PTSD and trauma.

1. 研究の目的

近年、福祉国家スウェーデンにおいては、近隣諸国の紛争・内乱の影響による難民受け入れが急増している。スウェーデンでは歴史的に移民・難民受け入れに寛容な政策をとっていたが<sup>1</sup>、急変する世界情勢に、度重なる制度変更が求められている。

さて、ここでスウェーデン移民局(Migrationsverket)やスウェーデンの法律に基づいて「移民(Invandrare)」と「難民(Flykting)」の定義を確認しておく。「移民」とは、母国もしくは居住国から離れ、スウェーデンに移住してきた人のことである。よってスウェーデン国籍、もしくはスウェーデン国籍を含む複数の外国籍を保持している人を指す<sup>2</sup>。また近年は「ニューカマーとしての移民(Nyanlända invandrare)」という表現も用いる<sup>3</sup>。すべて移民はスウェーデン政府が管轄する組織に登録されている。移住する主な理由は、多種多様ではあるが、おもに就労、就学、親族、結婚、同棲制度(Sambo)<sup>4</sup>があると考えられる。一方「難民」とは、国際連合が定める難民条約、スウェーデンの移民に関する法律やEU(欧州連合)法によると、人種、国籍、宗教、もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的見解を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分な危険性を有するために、国籍国外にいるものであって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者、と定義されている<sup>5</sup>。

またスウェーデンは成人の難民のみならず、同伴者のいない18歳未満の「単身未成年難民(Ensamkommande barn)」<sup>6</sup>の問題も抱えている。難民はスウェーデン語が話せない、母国での就学経験がない等の学習保障上の課題も抱えていることも指摘されている<sup>7</sup>。

難民の多くはストックホルム市・イエーテボリ市・マルメ市等の大都市を中心に移住している<sup>8</sup>ことを鑑みると、都市部に注目して近年の動向を分析する必要があるだろう。

以上をふまえて本研究では、スウェーデン・イエーテボリ市における単身未成年難民施設における支援の現状と課題について、とくに学校との連携と社会への統合を考慮しつつ考察することを目的とする。

2. 研究の方法

研究の方法はA単身未成年難民施設の訪問及び施設長への聞き取り調査による調査研究と、訪問時提示資料やイエーテボリ市で行われた単身未成年難民施設職員を対象にした研修資料、関連文献の分析による文献研究である。

調査研究の概要は以下である。聞き取り調査対象者はA単身未成年難民施設長1名とした。調査は2016年3月7日11時から13時にA単身未成年難民施設を訪問して実施した。調査方法は半構造化面接の調査形態である。倫理的配慮としてはアンケート項目一覧を示しながら、本人に承諾を得て聞き取りを行った。調査研究では、許可を得て、ビデオおよびICレコーダーに記録した。調査は、第一に施設運営のこれまでの経緯、第二にA単身未成年難民施設利用者数と施設職員数などの施設の概要、第三にA単身未成年難民施設と学校との連携、第四にA単身未成年難民施設や施設利用者の社会との統合における課題の項目について、自由回答で聞き取りを行った。分析方法は聞き取り結果に関して、先行研究と照合させつつ考察を行った。

3. 結果

3.1 文献検討結果

3.1.1 近年のスウェーデンにおける難民の状況

難民がスウェーデンに来る経路は様々である。

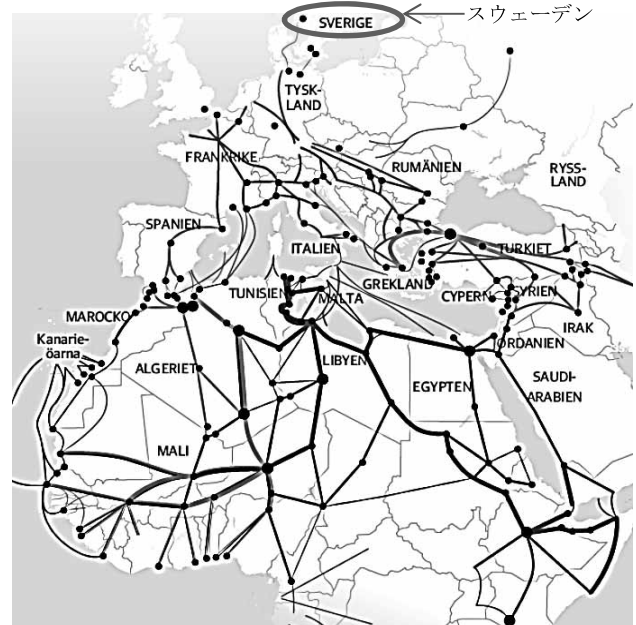


図1 難民の経路

出典：Göteborg stad(2016)Förändrad asylpolitik 2016.

スウェーデンに難民申請をする者の多くがヨーロッパ諸国の国境を越えてくる。デンマークとの国境では、スウェーデンに入国するすべての者に、2016年1月からスウェーデンの警察による身分証明書確認の規制が行われている<sup>9</sup>。例えば、デンマーク・コペンハーゲン市のカストロップ国際空港に到着し、対岸のスウェーデン・マルメ市に直通の電車に乗り込む際に、乗客全員に対してパスポートや身分証明の提示が求められ、スウェーデンに入って最初のHyllie 駅で再度パスポートや身分証明の提示が求められる。デンマーク・コペンハーゲン市とスウェーデン・マルメ市は通勤圏内であるが、多くの通勤客もこのチェックを受けなくてはならない状況にあり、規制の必要性・有用性と日常生活の通勤における不便さの調整が議論されている<sup>10</sup>。2016年6月、スウェーデン政府は、国境における身分証明書の規制を延長すると判断した<sup>11</sup>。

また政府は、居住許可に関する法律の改正も同時期に発表した。それによると、居住許可の所持を条件に以前は所持者の家族も難民申請をすることができたが、今後は居住許可所持者の家族が難民申請することが難しくなったのである。また以前までは難民として審査結果が降りた場合、永住権をもつことができる居住許可を得ていたが、今までに例のない難民申請者数に対応するために、政府は期限付きの居住許可を急遽追加したのである。2016年からの法改正によると、難民(Flykting, 迫害を受ける可能性が十分にあると判断された者)として審査結果が降りた場合、「3年間」の期限付き居住許可を得られる。また、保護が必要とされる者(Alternativt skyddsbehövande, 紛争や戦争から逃れた者)として審査結果が降りた場合、「13ヶ月」の期限付き居住許可が得られることとなった。永住権を含む居住許可を得るためには、居住許可が発行している間に職を確保し、一定の収入と生計を立てることとなっており、困難な条件が付加されたのである<sup>12</sup>。

スウェーデン政府によるこれらの法改正により、2015年までには難民申請者の数は急増していたが2016年は、図2に示すように難民申請者の数が減少し、その減少傾向は今も続いている。

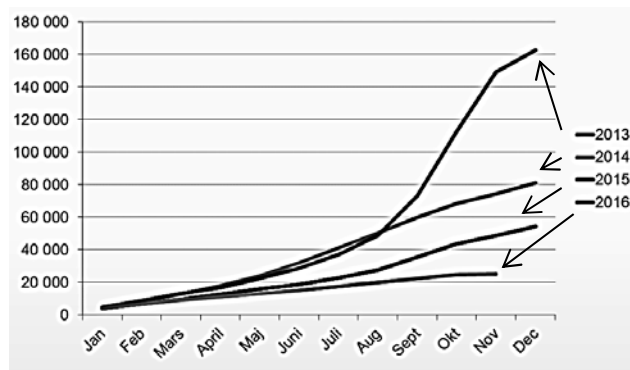


図2 年別難民申請数

出典：Göteborg stad(2016)Flyktingläget.

2016年の申請内容を見てみると、2016年1月から10月にかけて85,000件の難民審査結果が降りた。そのうちの47,000名が難民として保護されることになり、期限付きの居住許可を得ている。

また申請数の増大による、審査期間の長期化の問題も指摘されている。現在申請から申請結果が降りるまで約1年を要している。移民庁では2016年1月は月5,000件の審査結果を提示していたが、2016年10月では月に13,000件の審査結果を提示しているものの<sup>13</sup>、申請数に対応できない状況である。

スウェーデン政府は、難民申請者が通過すると予想されるバルカン半島やヨーロッパ諸国の国境を越えての移動について、ヨーロッパとトルコが結んだ合意や法改正、ヨーロッパ諸国の国境規制により、スウェーデンの難民申請者の数は減少傾向になると予想している<sup>14</sup>。

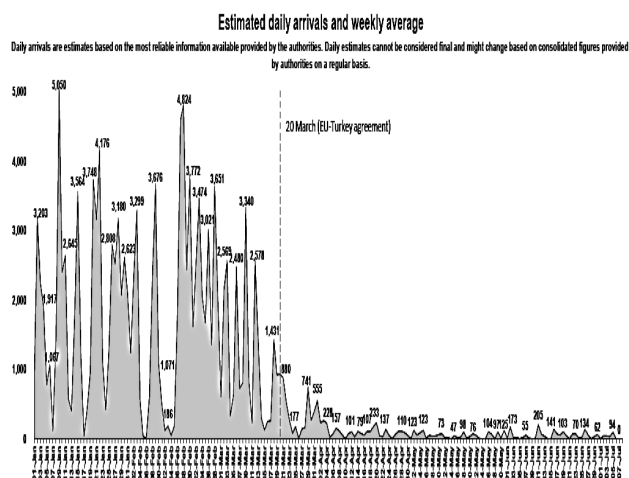


図3 週あたりの難民到着数(点線がヨーロッパトルコ合意)

出典：Göteborg stad(2016)Förändrad asylpolitik 2016.

結果として、図3に示すように2016年は2010年以来、最も少ない申請者数になっている。

これらの法改正により、スウェーデンに難民申請をした者と母国に残る家族との分離は長期間にわたること、その立場も不安定化することが予想される。難民申請者の心身の負担は募る一方であり、社会統合という点でも「期限付き」居住許可は困難を顕在化させることになる。

### 3.1.2 近年のスウェーデンにおける単身未成年難民の状況

移民庁では2016年1月から10月にかけて24,719名の難民申請が行われた。その内の約20%は0-6歳であった。13-17歳は2,650名でその約7割は図4に示すように、単身未成年難民であった<sup>15</sup>。

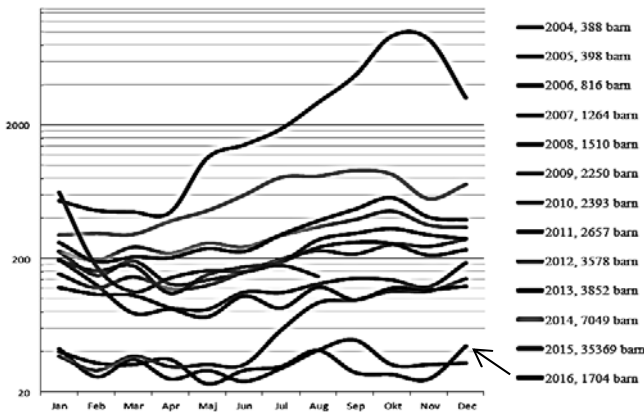
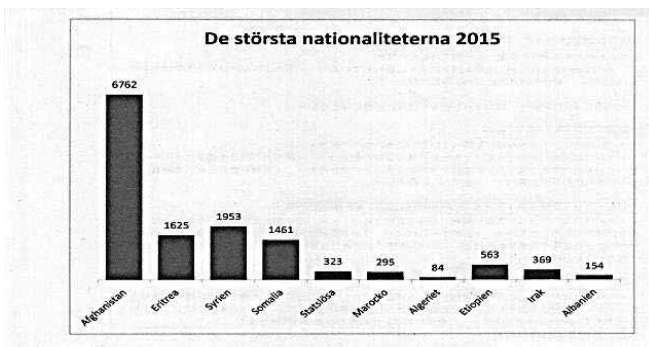


図4 単身未成年難民数(2004-2016)

出典：Göteborg stad(2016)Flyktingläget.

2015年度出身国別単身未成年難民数は以下である。



国は左から、アフガニスタン、エリトリア(アフリカの北東部)、シリア、ソマリア、無国籍、モロッコ、アルジェリア、エチオピア、イラク、アルバニア、である。

図5 2015年の国別単身未成年難民数

出典：Migrationsverket(2015)Aktuellt om ensamkommandebarn & ungdom okt 2015.

国連の児童の権利に関する条約(Barnkonvention)によると、18歳未満は全て子どもと定義する。よって単身未成年難民とは18歳未満で保護者や法的な後見人(Godman)としての同伴者のいない難民を意味する<sup>16</sup>。

イエーテボリ市においても2016年に入って単身未成年難民数は激減している。イエーテボリ市における単身未成年難民数は以下である。

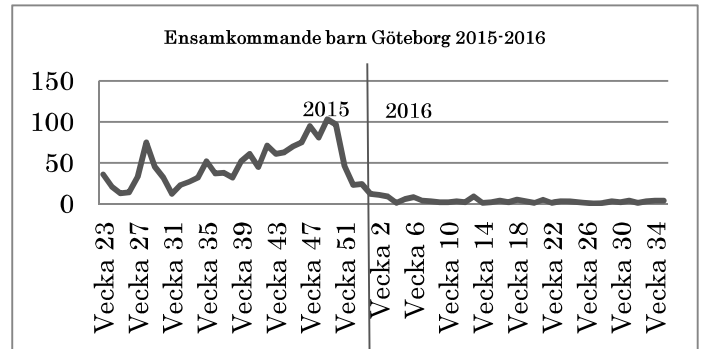


図6 イェーテボリ市における単身未成年難民数(2015-2016)

出典：Göteborg stad(2016)Förändrad asylpolitik 2016.

なぜ未成年が単身難民になるのかについては、以下のように説明される<sup>17</sup>。

ほとんどの子どもが多様な「不安定さ」に特徴づけられる国から施設を求めて、また難民として逃れてきている。彼らは保護と安全な生活の可能性を求めている。単身未成年難民は全ての子どもが同じ経験をした同じニーズをもつ均質な集団ではない、と。

その上で、以下のような理由等からスウェーデンに単身で来ている可能性があることを指摘する<sup>18</sup>。

表1 単身未成年難民の背景

- ・一部の子どもは、さまざまな事件・事故の際に保護者から分離され、保護者の居場所や保護者の生死についても知らない。
- ・一部の子どもは、長年、ときに何世代か難民として家族と生活していた。それは子どもが多様な場所で、保護者以外の人も住んでいたことを意味している可能性がある。
- ・ほとんどの子どもは、一人以上の親族を失っている。一部の子どもは、単身で難民になっていた。
- ・多くの子どもは、様々な種類の戦争、暴力や虐待を目撃している。そして、多くの子どもは自身が戦争、暴力や虐待の犠牲となっている。
- ・一部の子どもは、子ども兵士になることを避けるために逃げてきた。



- ・一部の子どもは、強制結婚、名誉関連の暴力や家庭内暴力から逃れるために家族から逃げてきた。
- ・一部の若者はその性的指向への非難から逃げてきた。
- ・何人かの女の子は、性器切除を逃れるために逃亡してきた。
- ・宗教、人種や性別の迫害は、子どもがスウェーデンへの亡命を求めることを余儀なくされている可能性がある理由の一つである。
- ・一部の子どもは深刻な病気への支援が必要である。

出典：Göteborgs Stad (2014) Ensamkommande barn och ungdomar i Göteborg 25 frågor och svar, s. 6.

その上で、以下のように指摘する。多くの子どもは自身で難民となることを決めたのではなく、保護者や他の親戚が、困難な生活状況から脱出するために難民となることを決めている。子どもに共通するのは、彼らが脆弱な状況にあることと、彼らがスウェーデンに来たときに、適切に対応される必要があるということである<sup>19</sup>、と。

スウェーデン政府は自治体の単身未成年難民受け入れ負担の分担を目指している。2015年9月時点でスウェーデンでは1地方自治体を除いた289全ての地方自治体において合計9,828人分の単身未成年難民のための場所を確保しており、その内4,398人分が施設(Asly)として使用されている。イエーテボリ市には2015年9月時点で330人分の場所が確保されており、その内151人分が施設として使用されていると報告している<sup>20</sup>。その数は2015年の単身未成年難民急増とともに追加され、一方2016年の単身未成年難民申請減少の際は調整が求められるなど、流動的な対応が行われている。

### 3.1.3 イェーテボリ市社会福祉課の動向

2016年6月にスウェーデン政府が発表した期限付き居住許可の導入、永住権を含む居住許可を得ることの困難さは、多くの単身未成年難民を不安定な状況に追い込んでいる。母国の家族との長期的分離、母国の紛争や戦争の状況、将来への不安、約1年も要する審査期間等によって、単身未成年難民の精神的な健康状態は良い状態とは言えない。

そのため単身未成年難民施設で働く多くの職員は施設利用者の精神的健康維持に多大な時間が割かれることになる。

しかし、単身未成年難民申請者の減少と並行して、イエ

ーテボリ市予算の見直しにより、2016年度の下半期から2017年にかけて、イエーテボリ市が管轄するいくつかの単身未成年難民施設を閉鎖することが決まった。

イエーテボリ市社会福祉課(Social resursförvaltning)はスウェーデンに難民申請をした単身未成年難民の生活を保護する役割を担う。イエーテボリ市社会福祉課は、施設運営に関して複数の企業と契約を交わしているが、社会福祉課が、これら施設の運営を営む企業との契約の延長をしないことを決めたと明らかにしたのである。2017年3月までに、現在の900名の単身未成年難民を収容している規模を500名まで縮小する作業が行われるとのことである<sup>21</sup>。

### 3.1.4 イェーテボリ市における単身未成年難民対応の課題

約1年もかかる移民庁による難民審査のため、多くの単身未成年難民は審査中に18歳を迎える。18歳までは地方自治体が責任をもつが、18歳以上は適応する法律が異なるため、難民申請を行っていても18歳を以上の単身未成年難民は移民庁が管轄する施設に転居することになる。そのような理由も要因の一つとなって、2015年度に急激に増えたイエーテボリ市の施設は閉鎖することを余儀なくされているのである。

単身未成年難民施設においても、予算の見直しへの対応策として今までと比べてより少ない職員数で運営される傾向があるため、単身未成年難民はより自立した生活が求められるようになってきている。

2017年から単身未成年難民の年齢の検証を医学的な方法で行うこととなる。具体的には膝の骨や歯をレントゲンで撮影し、単身未成年難民の年齢を検証するのである。移民庁は、これまでに難民申請をした単身「未成年」者の審査結果のなかで、申請者が「成年」であったことや難民として認められるのに不十分であると判断した事例が多数あったこと、検証制度の変更が必要であることを明らかにした<sup>22</sup>。イエーテボリ市においても制度変更への対応が求められる。

### 3.1.5 学校との連携と社会への統合に関する議論

単身未成年難民施設の職員は施設利用者の社会への統合に向けて、学校をはじめ複数の組織と協力する。単身未

成年難民にとって学校は将来に希望を与え、社会統合をするために重要な場である。しかしここでも、審査期間が長くなるにしたがって、単身未成年難民の精神的な不安は募るばかりである。将来への不安は、単身未成年難民の学校への動機づけを下げることで、学校で集中して授業に受けることが難しくなることにも繋がる。単身未成年難民は、定期的に行われる心理士や精神科医からの専門的な支援のもと、精神的健康状態を維持しているのが現状である。

一方、単身未成年難民に居住許可を与えることをスウェーデン政府に訴える学校教職員や関係者の声も広がっている。イエーテボリ市では、2016年法改正を訴えるデモ行進がこれまでに複数回実施されている<sup>23</sup>。スウェーデン社会のなかでも単身未成年難民は「将来のスウェーデン社会を担うことができる世代」になると考える世論も維持されているのである。

### 3.1.6 子どもの修学の現状と課題

施設の単身未成年難民は、一部の例外をのぞいて、子どもの年齢に応じてイエーテボリ市内にある中学校もしくは高校に就学する。難民申請期間も単身未成年難民には学校に通う権利があり、スウェーデンで生まれた子どもと同様に教育権が保障されている<sup>24</sup>。

スウェーデンに来て間もなく、かつスウェーデン語が母語でない子どもは、通常学級に直接就学するのではなく、まずスウェーデン語に特化したコースに通う。それらのコースは一般的に言語導入コース(Språkintroduktion)と呼ばれる。学校によってコースの教科内容や教科時間は多少異なるが、スウェーデンの学校教育法に基づいて、各学校が設置している。言語導入コースを修了すると、通常の中学校もしくは高校で勉強する権利が得られる<sup>25</sup>。

筆者の一人が以前担当した単身未成年難民(17歳のアフガニスタン人男性)が通う高校での会議に参加した際には、学校の教職員は以下のように高校での修学コースを説明していた。

高校のコースは三段階に分かれる。第一段階はスウェーデン語、母語、数学、体育に集中した時間割が作成される。次の段階に進むためには、子どもはテストを受けて合格しなければならない。第二段階では、第一段階での教科に加

え、社会系科目が加わる。次の段階に進むためには、各教科のテストで合格しなければならない。最後の第三段階では、既存の教科に加え、理系科目が加わる。この段階になると各教科に成績がつく。子どもによって学習進度は異なるが、すべての段階を修了するのに2学期から4学期(1年から2年)かかると学校側は予測している、と。

約1年待たされる移民庁による難民審査によって、多くの単身未成年難民が審査期間中に、18歳を迎えるのが現状である。2016年11月現在の法律により18歳になると「大人」とみなされ、地方自治体が責任を持っていたことが、国の移民庁が責任を持つことになる。18歳の誕生日を迎えた単身未成年難民は、移民庁の施設に移り、難民申請の結果を待つことになる。そのため単身未成年難民には学校のコースを修了する権利があるが、移民庁が管轄する施設に転居したことにより、通学が困難になり、学校での継続的な修学が難しくなる事例が増えている。

## 3.2 聞き取り調査結果

### 3.2.1 施設の概要

以下に聞き取り調査結果を示す。以下は引用がない限りにおいては、施設長の発言である。

第一のA単身未成年難民施設運営の経緯に関しては、A単身未成年難民施設は民間団体によって運営されていた。その民間団体は当初他の単身未成年施設を運営していた。現在もその他施設には11人の利用者がいる。そして必要に応じて、A施設を追加で開設したのである。

第二の利用者数と職員数等のA施設の概要に関しては、単身未成年難民の利用施設は社会庁(Socialstyrelsen)の措置判断を経て決定されるのであり、2016年3月の訪問時には、15歳から17歳の9人の男性がA施設を利用していた。それぞれの出身国(帰属)と人数は、アフガニスタン7人、クルド1人、パキスタン1人であった。職員数は9人である。

施設利用は17歳で区切られる。それは18歳以上は制度が異なるためである。

出身国(帰属)に関しては、これまででは他にもキルギスタン、イラク、パキスタン、シリアからの難民も多かった。

単身未成年難民の移動経路は、例えばアフガニスタンか

らの難民はイラン経由でスウェーデンに入国する。他にもモロッコに渡ったり、ハンガリーに入ったりして移動を続ける。クルド人なども移動して難民となる。スウェーデンでは南のマルメ市から入国する。スウェーデンに来るまでの経路は様々である。

スウェーデンで難民に認められるには条件がある。出身国(帰属)によって難民申請の容易さが異なる。困難な状況にある国ほど申請が容易である。

### 3.2.2 施設における支援

難民として認定されれば、施設措置や福祉(Vårdomsorg)の対象となる。具体的には例えば表2のようなスタートセットが提供される。

表2 新規若者利用者へのためスタートセット

<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー3本とシャワージェル1本</li> <li>・デオドラント1本</li> <li>・ボディローション1本</li> <li>・歯磨き粉1本</li> <li>・歯ブラシ1本</li> <li>・爪切り1つ</li> <li>・シェービングクリーム1つ</li> <li>・カミソリ1セット(男性用)</li> <li>・生理用ナプキン2セット(女性用)</li> <li>・ベッドシーツ2組</li> <li>・タオル2枚(小1枚と大1枚)</li> <li>・熊のぬいぐるみ1つ(寂しくないため)</li> <li>・スリッパ1組</li> <li>・トイレブラシ1本</li> <li>・トイレ掃除用布1枚</li> </ul> <p>必要に応じて：スウェットズボン、Tシャツ、長そでシャツ下着、靴下等</p>
--

出典：訪問時提示資料

このように、身一つでスウェーデンに逃れてきても生活ができるように、最低限のスタートキットが提供される。その上で、表3のような個に応じた購入品が提供される。

表3 新規若者利用者のための購入品リスト

<p>施設からの「3,000 スウェーデンクローネ」スタートパッケージ</p> <p>注意：全てを必ず揃えるのではなく個々の必要性に従う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節に応じた上着</li> <li>・季節に応じた靴</li> <li>・予算的に余裕があればリュックサック</li> <li>・必要性に応じた下着</li> </ul>
--

- ・必要性に応じた靴下
- ・冬であればズボンの下に履く長い下着
- ・ズボン2枚(必要性に応じる)
- ・上着2枚(必要性に応じる)
- ・暖かい上着

予算が残っていた場合、必要性に従って購入する物

- ・複数の上着
- ・ジャンパー
- ・季節に応じた帽子
- ・季節に応じた手袋
- ・運動着
- ・運動用の靴
- ・その他

出典：訪問時提示資料

このように、予算が決まってはいるが、当面の衣服が購入され、各自に提供される。次に施設職員の勤務内容について見てみる。

表4 職員の勤務状況

<p>7時から16時勤務者(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤者からの引継ぎ。</li> </ul> <p>以下の日勤の業務の割り振り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話(朝の電話を担当する者は利用者への薬の配布にも責任をもつ)。</li> <li>・利用者を起こし(最大2回)、朝食を食べて学校に行くことを確認する。</li> <li>・病気の場合、利用者の病状を確認し、手伝う。</li> <li>・誰が何をするかをカレンダーを用いて計画する。</li> <li>・10時までに朝食を片づけ、机を拭いて、台所がきれいになっているかを確認する。</li> <li>・これは在室する利用者と一緒にやる。</li> </ul>
<p>11時から20時勤務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13時に「7時から16時勤務者」からの引継ぎ。</li> <li>・食事担当グループと一緒に食事の準備、ダイニングルームと台所の掃除。</li> <li>・電話</li> <li>・19時から20時に宿題の手伝い(「13時から22時勤務者」と共に)。</li> <li>・退勤前に必要に応じてゴミを捨てる。</li> </ul>
<p>13時から22時勤務者(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便を持ってきて各人に配布。</li> <li>・電話(電話を担当する者は利用者への薬の配布にも責任をもつ)。</li> <li>・13時に「7時から16時勤務者」からの引継ぎ。</li> <li>・「11時から20時勤務者」と一緒に台所仕事を手伝う。</li> <li>・20時から21時に宿題の手伝い(「11時から20時勤務者」と共に)。</li> <li>・翌日の活動や約束を利用者に確認する。</li> </ul>

出典：訪問時提示資料

このように、朝と夜は職員を増やして登校や食事の支援を行う。朝は利用者を起こして、朝食や登校を確認すること、夕方には宿題を手伝うことなど、家庭が担うべき機能を想定した、具体的な支援方法が示されている。他にも共同作業としての共有部分の掃除の実施が表5のように求められている。

表5 A施設でのルール(職員向け)

共有部分の掃除：利用者と職員は週に3回(火曜日、木曜日、金曜日)に共有部分を一緒に掃除する。  
 利用者は共有部分の掲示板に示されている掃除グループに分かれる。職員は掃除の実施と利用者間で可能な限り掃除の仕事を公正に分割することに責任を持つ。  
 そのために職員は掃除すべき場所についてカードを使用して提示・伝達する

出典：訪問時提示資料

このように、共同作業を通じて他者と協力すること、共有部分の掃除は共同責任があること、公正に仕事を分担して役割を遂行することを教えるのである。

### 3.2.3 A 単身未成年難民施設と学校との連携

第三のA施設と学校との連携について、学級では「担任(Mentor)」が決まっており、学校とは校長も含めた「学校ケアチーム(Elevvårdsteam)」を中心に連携をはかる。

学校で重要な議題の時には、言語理解の課題もあるため、通訳と共に本人を交えて会議を行う。

しかし、これまで母国では学校に行っていなかった施設利用者もいる状況であること、関係機関が「単身未成年難民」という状態の利用者に対応できない場合もあることが問題である。

よってA施設も含め、関係教職員の専門性を高める必要があると認識している。

スウェーデンでは外国人の背景のある子どもは「母語教育」を受ける権利はあるが、施設利用者には「母語教員」を見つけることが難しい状況にある。

### 3.2.4 単身未成年難民施設や施設利用者の社会統合における課題

第四のA単身未成年難民施設や施設利用者の社会統合に

おける課題について、まず、難民と認定されて4-6ヶ月で社会庁(Socialstyrelsen)が後見人(Godman)を選ぶことから着手される<sup>26</sup>。

そのため施設利用者は後見人やコンタクトパーソン(担当者/代弁者, Kontaktperson)がいる場合が多いのである。後見人やコンタクトパーソンとは、半年に1回は連絡をとって今後の移行・社会統合について話をする。





施設利用者は、保護者が決定して「難民としてスウェーデンに来ている」ことも多い。そのため難民になることを自分では決めていないという思いがあったり、自分がなぜここにきているか理解できていなかったりする施設利用者もいる。

難民として生活することは困難であり、A施設に来るまでに、多様で大変な体験をしている利用者もいる。例えば、スウェーデンではないある国では18歳までの未成年には自由がなく、単身状態が発見されると「刑務所」に入れられることもあるのである。

そのため、トラウマやPTSDを持っている施設利用者も多くいる。夜間はトラウマによる言動が出てくることもある。

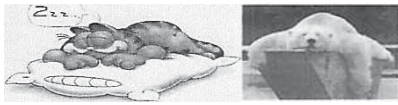
出身国とスウェーデンでは行動規範が違うことも多い。文化的、言語的差異から利用者間でけんかなどが起こることもある。そのため表6に示すようなシンプルな日課・ルールを簡単な文章と絵で提示して、伝えることを試みている。

表6 利用者に対する日課の提示の例

6時30分から10時	朝食。	
14時30分まで	必要な人は昼食。	
14時30分から17時	サンドイッチ、ヨーグルト、フルーツは食べられる。	
17時	夕食。	 



22 時以降は調理をしない。夕食の残り、ヨーグルト、フルーツは食べられる。



就寝の時間は日曜日と木曜日は 23 時、金曜日と土曜日は 24 時。

出典：訪問時提示資料

このように、ルールを単純化し、理解の支援となるようなイラストもつけてルールを施設利用者に伝えるのである。同じルールを職員には以下のような文書で伝える。

表 7 A 施設でのルール(職員向け)

昼食：(余暇活動や他の特別な理由がない場合)利用者はそれぞれの必要性に応じて調理をするが、みんなで一緒に夕食を食べるために、14 時 30 分以降は調理をしたり、残り物を食べたりはしない。14 時 30 分以降は利用者はヨーグルト、フルーツやサンドイッチを 1 つ食べることはできる。  
 夕食：17 時から 18 時の間に提供される。19 時には台所を片づける。  
 22 時以降は調理をしない。  
 23 時以降は施設訪問者は帰宅する。  
 23 時が門限(特別な理由がない場合)。  
 23 時 30 分にはコンピューターとテレビを消す。  
 24 時には部屋で静かにする。

出典：訪問時提示資料

このように、職員向けには具体的に記述されているのである。

施設利用者は写真 1 のような共同の食堂で一緒に食事をとり、写真 2 のような個室で生活をしている。



写真 1 共同の食堂

写真 2 利用者の個室

施設では共同生活のルールを学ぶ。写真 3 は共有のパソコン、写真 4 は共有のテレビである。



写真 3 共有パソコン

写真 4 共有テレビ

一方で、子どもは思春期の過程にあるため、この施設で再度「自分自身のことを決めるのは誰か」も学ぶ。

自分で自立できるように、洗濯などの身の回りのことから金銭管理の経済面でも責任を持たせる。衛生面については、これまで病院にも行ってなかった施設利用者もいるため、丁寧な情報提供や指導が必要である。写真 5 は共同の洗濯ルーム、写真 6 は共同のシャワーであり、身辺を清潔に保つことも教える。



写真 5 共同洗濯ルーム

写真 6 共同シャワー

施設利用者は自分で時間管理も行い、表 8 に示すように、一定の条件の下、友人を部屋や夕食に招いたり、友人を宿泊させたりもできる。また施設利用者自身も外泊ができる。ただし、利用者は施設を出るとき職員に伝える必要がある。これは、火災や安全のためだけでなく、職員は利用者の日常生活や、利用者の所在に配慮する必要があるからである。全ての職員が在室する利用者を確認できるように、利用者が外出した際に職員は掲示板の利用者の名前にチェックを入れる。利用者が帰宅した際には職員がチェックを外す。

表 8 A 施設でのルール(職員向け)

施設への訪問：職員は利用者が訪問者を招くことを歓迎する。利用者は食料に余裕がある時には、訪問者を夕食に招くこともできる。利用者はまず訪問や夕食について事前に職員に相談する。  
 友人の宿泊：週末や休日には利用者が友人を宿泊させることは歓迎される。一晩に合計 4 名までは宿泊できる。友人を宿泊させる可能性のある利用者は事前に自分の担当者(Kontaktperson)や職員に伝える必要があり、職員は施設の全体の居住状況が適切では

ないと判断した時には、その友人の宿泊を拒否する権利もっている。職員は宿泊する利用者の友人に何かあったときに誰に連絡すべきか知るために、友人の連絡先を知る任務がある。宿泊する友人の連絡先は宿泊予定日の日誌(Loggbok)に記入される。友人宅への宿泊:利用者は施設で生活することに慣れるために、最初の時期には他で宿泊せずに施設で生活することを優先する必要がある。利用者が希望する場合は、次の日が学校のない日に外泊ができる。後見人が友人や親戚宅に外泊するかを判断する。後見人が決まるまでは職員はこの施設に利用者が宿泊することに責任をもつ。

出典：訪問時提示資料

このように、スウェーデンの通常の家で生活している子どもと同じように生活できるような配慮がある。ただし、外泊後そのまま所在不明にならないように、安全管理は最低限行う。

施設利用者個々人は「個別計画(Genomförandeplan)」を持っている。施設を利用する若者は社会サービス法(SoL)や若者ケア法(LVU, Lag (1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga)を適応するために、以下の項目からなる個別計画が作成される。計画では1.5年から2年で施設からの移行を試みるが、スウェーデン社会に慣れるには4、5年くらいは容易にかかる。難民施設(Aslyboende)を出た後は新しい住居を見つける。共同生活住居(Kollektivt boende)に行くことも多い。以下に移行支援を念頭に置いた、個別計画の項目と記入例を示す。

表9 個別計画の項目

- ・行政管轄、担当者、措置施設、パーソナルナンバー、名前
- ・領域別ニーズ
  - 健康(目標と現状、指導指針、期間)
  - 学習
  - 感情面や行動面の成長
  - アイデンティティ
  - 家族と社会的関係
  - 社会的行動
  - 自立のための能力
- ・個別会議予定(日時、場所)
- ・署名(本人、担当者)

出典：訪問時提示資料

このように、具体的な領域が示され、心身の発達の保障や自立のための支援が各項目に記載される。

以下に、個人が特定できないよう一部改変した上で1人

の施設利用者の個別計画の内容を示す。各領域の最後の項目として「(指導)期間」が記載されていたが、全て「Bが施設で暮らす全期間を通して」であったため、割愛する。

表10 施設利用者Bの個別計画領域別ニーズ「健康」

- ・目標と可能な中間目標
  - Bは良好な身体的および精神的健康を有しており、彼が必要な医療、歯科、または他のヘルスケアを得られる。
- ・中間目標
  - Bはすでに歯医者に行った。彼は健康であるが近々診察に行く予定である。
- ・指導指針
  - 施設職員はBが健康であること、健康的な食事をすること、身体的な活動を行うことを確認する。必要なときには保健センターと連絡をとる。

出典：訪問時提示資料

このように、医療ケアや歯科ケアの他に、メンタルケアなども考慮されており、健康な生活を送る上で重要な食事運動についても指導する。

表11 施設利用者Bの個別計画領域別ニーズ「学習」

- ・目標と可能な中間目標
  - Bは学校に通学する。
- ・中間目標
  - Bはスウェーデン語を学ぶことに非常に熱心である。
- ・指導指針
  - Bが必要なとき職員は宿題を手伝う。Bは宿題の大部分を自分自身で行い、Bは学校を欠席せず、学校の時間に元気でいられるように十分に睡眠をとる。

出典：訪問時提示資料

このように、学校に継続的に通学することやスウェーデン語学習などのモチベーション維持が重視され、必要に応じて家庭と同様に職員が宿題を手伝うのである。

表12 施設利用者Bの個別計画領域別ニーズ「感情面や行動面の成長」

- ・目標と可能な中間目標
  - Bは大人の支援のある安定した居住環境がある。
- ・中間目標
  - 職員はBの感情と精神的な成長のためのニーズに従って、彼が支援を得られるようにする。
- ・指導指針
  - 職員はBが社会的に許容可能な方法で自分の気持ちを表現できるように成長し、社会の中で良い大人になるのを導き、指導する。

出典：訪問時提示資料

このように、自立を目指して、自己表現できることや社会に適応できることを念頭に指導する。

表 13 施設利用者 B の個別計画領域別ニーズ「アイデンティティ」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と可能な中間目標 B は単身未成年難民としての生活の始まりと支援の過程における良好な関係がある。</li> <li>・指導指針 職員は B がそのアイデンティティを強化するために彼の家族ときょうだいと連絡をとっていることを確認する必要がある。</li> </ul>
--

出典：訪問時提示資料

このように、アイデンティティの確立のためにも家族と連絡を取り続けることを推奨する。

表 14 施設利用者 B の個別計画領域別ニーズ「家族と社会的関係」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と可能な中間目標 B は家族と親戚と友人と接触を保っている。</li> <li>・中間目標 B はスウェーデンにいるきょうだいと親戚と連絡を取る。B はアフガニスタンにいる彼の父親との接触を保つ。父親が病気であるため B は父親のことを心配している。</li> <li>・指導指針 職員は、B が彼の父親ときょうだいに連絡したり接触を保ったりすることができるように、B の携帯電話が常に充電されていることを確認する必要がある。</li> </ul>
--

出典：訪問時提示資料

このように、家族との関係を維持し、いつでも連絡が取れる状況にしておくことで精神的な安定を図る。

表 15 施設利用者 B の個別計画領域別ニーズ「社会的行動」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と可能な中間目標 B はスウェーデン社会への統合のための支援をうけている。</li> <li>・中間目標 職員は、B がこの施設から移行するまでに、スウェーデンのルール、規範や伝統、つまりスウェーデン社会がどのように機能しているかなど、大人として社会に統合されるために知っておくべきこと理解しているかを確認する必要がある。</li> <li>・指導指針 職員は、彼がスウェーデンのルール、規範や伝統を学ぶこと、つまり宗教、皮膚の色、性別、性的指向、人種、年齢や障害に関わらない他者の平等な価値の尊重を理解していることを確認する必要がある。</li> </ul>
--

出典：訪問時提示資料

このように、スウェーデン社会のルール、規範や伝統、具体的には宗教、性別、人種、年齢や障害に関わらない平等について学び、スウェーデン社会に適応するための知識を学習するよう指導する。

表 16 施設利用者 B の個別計画領域別ニーズ「自立のための能力」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と可能な中間目標 B は年齢に応じた課題に対応できる。</li> <li>・中間目標 B はどのように料理をするか、掃除をするか、買い物をするか、経済管理をするか、言い換えればどのように家庭を管理するかを学ぶ必要がある。</li> <li>・指導指針 職員は、店での買い物、掃除、調理、金銭管理、衛生面すなわちシャワーを浴びたり洗濯をしたりすることを管理し、彼は自分の足で立つ(自立する)ことができるように指導する。</li> </ul>
---

出典：訪問時提示資料

このように、衣食住等生活の基礎となる活動について、具体的に自立生活を見通して、教えるのである。

施設利用者ごとに主たる責任を持つ職員(担当)は決まっている。主担当者が休暇の時などは、第二担当者が施設利用者の生活に責任をもつ。

社会への移行の課題としては、単身未成年難民が働く場所はスウェーデンにおいても不足していることが現状である。またこれまでの経験から PTSD やトラウマを持っている施設利用者いるため、社会統合は容易ではない。

#### 4. 総括

スウェーデン社会は想像をはるかに超えた難民申請数や単身未成年難民の受け入れ要請の急増に対応するため、法律改正も含めて様々な変化を求められていた。支援ニーズの高い難民が優先的に受け入れられるように、スウェーデン福祉国家は制度変更を余儀なくされていた。

以下は聞き取り調査の結果について調査項目に従って、考察する。

第一に A 施設運営の経緯では、A 施設は急速に増え続ける難民対応として新たに設置された機関であり、単身未成年難民施設の必要性が増加していることが示された。

第二に利用者数と職員数に関しては、10 人前後の集団で生活し、同数程度の職員を配置していた。この職員配置は

24 時間体制での支援を行うこととともに、異文化社会に単身で、多様な国から様々な経験を経て、逃れて来た施設利用者に対する丁寧なケアが必要とされていることを示していた。

第三に A 施設と学校との連携では、学校では担任のみならず支援が必要な子どもを受け止める「学校ケアチーム」が組織としても対応する。単身未成年難民としての特別なニーズに応じる力量向上は、学校・施設両方の教職員に求められ続けている。

第四に A 施設や施設利用者の社会統合における課題は、新たな生活や文化になじむこと、就学や就労によって社会に参加すること等、単身での自立生活を目指すために、個々の計画に基づいて支援が行われていた。しかし、想像しがたい体験による PTSD やトラウマへの配慮が必要な単身未成年難民支援においては、粘り強い寛容の精神でスウェーデン福祉国家が向きあい続けることが求められており、それは容易ではないことが推察された。

## 5. 謝辞

本研究は JSPS 科研費 90380302 (研究代表者: 是永かな子) の助成を受けた。

## 引用・参考文献

- <sup>1</sup> 林寛平 (2016) スウェーデンにおける外国人生徒の学習権保障, 園山大祐編『岐路に立つ移民教育』ナカニシヤ出版, pp. 102-118.
- <sup>2</sup> 例えば「移民」を対象とした法律として、以下などが挙げられる。Förordning (2014:946) om statlig ersättning för utbildning i svenska för invandrare som ges till vissa utlännningar i Migrationsverkets anläggningsboenden.  
また国立統計局 (SCB) も統計上の「移民」を定義している。Fakta: Vem är invandrare?  
<http://www.sverigeisiffror.scb.se/hitta-statistik/sverige-i-siffror/manniskorna-i-sverige/in-och-utvandring/>.
- <sup>3</sup> 例えば以下の法律などである。Lag (2016:38) om mottagande av vissa nyanlända invandrare för bosättning.
- <sup>4</sup> スウェーデンでは同棲法 Sambolagen (2003:376) によって、同棲でも結婚とほぼ同じ権利を保障される。
- <sup>5</sup> スウェーデン移民庁  
<http://www.migrationsverket.se/Om-Migrationsverket/Pressrum/Fokusomraden/Lagforslag-om-att-begransa-mojligheten-att-fa-uppehallstillstand-/Vem-bedomas-som-flykting.html> (2016 年 11 月 29 日参照)。
- <sup>6</sup> Lag (1994:137) om mottagande av asylsökande m. fl., I 2 och 3 §.

<sup>7</sup> 本所恵 (2016) スウェーデンにおける外国人生徒の学力保障, 園山大祐編『岐路に立つ移民教育』ナカニシヤ出版, pp. 193-208.

<sup>8</sup> スウェーデン統計局 (SCB) ではストックホルム市とマルメ市での移民率の伸びが指摘されており、  
[http://www.scb.se/sv/\\_/Hitta-statistik/Statistik-efter-amne/Befolkning/Befolkningens-sammansattning/Befolkningsstatistik/25788/25795/Behallare-for-Press/Sveriges-folkmand-3112-2005-definitiva-uppgifter/\(2016年11月29日参照\)](http://www.scb.se/sv/_/Hitta-statistik/Statistik-efter-amne/Befolkning/Befolkningens-sammansattning/Befolkningsstatistik/25788/25795/Behallare-for-Press/Sveriges-folkmand-3112-2005-definitiva-uppgifter/(2016年11月29日参照)), スtockホルム、イエーテボリ市、マルメ市でスウェーデンの外国生まれの (utrikesfödda) 人 51% が住んでいる  
<http://www.migrationsinfo.se/valfard/boende/http://www.migrationsinfo.se/valfard/boende/> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>9</sup> スウェーデン政府はなぜ身分証の提示が必要なかの説明を掲載している

<http://www.regeringen.se/artiklar/2015/12/fragor-och-svar-lag-och-forordning-om-identitetskontroller-vid-allvarlig-fara-for-den-allmanna-ordningen-eller-den-inre-sakerheten-i-landet/> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>10</sup> デンマーク・コペンハーゲン市地域とスウェーデン・マルメ市地域情報 HP には空港で警察が身分証明を確認している写真が掲載されている Øresunddirekt

HP, <http://www.oresunddirekt.se/nyheter/graenskontroll-vid-inresa-i-sverige> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>11</sup> 難民対策として一定の効果はあるものの、通勤時間の延長などの生活への支障に対する批判も掲載されている。  
<http://www.oresundsinstittet.org/fakta-id-kontrollerna-over-oresund-forlanger-restiden-med-tag-till-sverige-med-mellan-10-och-50-minuter/> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>12</sup> Prop. 2015/16:174, このような厳しい制度改正はスウェーデンでも論争を巻き起こしている。例えば、アフトンボラーデット誌

<http://www.aftonbladet.se/nyheter/article23043323.a> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>13</sup> Göteborg stad (2016) Flyktingläget.

<sup>14</sup> スウェーデン移民庁

<http://www.migrationsverket.se/Om-Migrationsverket/Nyhetsarkiv/Nyhetsarkiv-2016/2016-04-27-Farre-asylsokande-nar-Sverige-men-stora-utmaningar-for-samhall-et-kvarstar.html> (2016 年 11 月 29 日参照)。

<sup>15</sup> Göteborg stad (2016) Flyktingläget.

<sup>16</sup> Göteborgs Stad (2014) Ensamkommande barn och ungdomar i Göteborg 25 frågor och svar, s. 6.

<sup>17</sup> 上述, Göteborgs Stad (2014).

<sup>18</sup> 前掲 16, Göteborgs Stad (2014) s. 6.

<sup>19</sup> 前掲 16, Göteborgs Stad (2014) s. 6.

<sup>20</sup> Migrationsverket (2015) Aktuellt om ensamkommandebarn & ungdom okt 2015.

<sup>21</sup> Göteborgs sdat social resursförvaltning (2016) Plan för anpassning av verksamheten riktad till ensamkommande barn och unga.

<sup>22</sup> スウェーデン移民庁

<http://www.migrationsverket.se/Om-Migrationsverket/Nyhetsarkiv/Nyhetsarkiv-2015/2015-09-04-Migrationsverket-andrar-sitt-arbetsatt-kring-medicinska-alder>



sbedomningar.html (2016年11月29日参照), Göteborg stad (2016) Förändrad asylpolitik 2016. s. 19.

<sup>23</sup> 例えば、フェミニスト団体による難民女性のための団結 <https://feministisktperspektiv.se/kalendarium/2016/03/08/goteborg-demonstration-pa-8-mars-solidaritet-med-kvinnor-pa-flykt/>等 (2016年11月29日参照)。

<sup>24</sup> スウェーデン移民庁

<http://www.migrationsverket.se/Privatpersoner/Skydd-och-asyl-i-Sverige/Medan-du-vantar/Skola.html> (2016年11月29日参照)。

<sup>25</sup> 学校庁

<http://www.skolverket.se/skolformer/gymnasi utbildning/gymnasieskola/program-och-utbildningar/introduktionsprogram/sprakintroduktion-1.195789> (2016年11月29日参照)。

<sup>26</sup> Lag (2005:429) om god man för ensamkommande barn, 1 § Göteborgs Stad (2012) RUTIN FÖR ATT ANSÖKA OM SÄRSKILD FÖRORDNAD VÅRDNADSHAVARE (SFV) FÖR ENSAMKOMMANDE BARN.

#### 参考文献

Göteborgs Stad (2013a) Hitta rätt, Ett material för ensamkommande ungdomar.

Göteborgs Stad (2013b) Rutin kring ekonomi för ensamkommande barn och ungdomar placerade av socialtjänsten i Göteborgs Stad.

Göteborgs Stad (2013c) Rutin kring socialtjänstens handläggning av ensamkommande barns och ungdomars ärenden.

Göteborgs Stad (2016) Flyktingmottagandet SFI, Vuxnätverket 2016-01-27.

Göteborgs Stad, Flyktingboenden, Bygglovprövning och lokalisering, Mattias von Geijer.